

よくある質問（Q & A）

登録について

Q：自主防犯団体の市への登録条件は？

A：1団体あたり5名以上で、月2回以上パトロール等の防犯活動を実施する団体です。

Q：自主防犯活動補助金を受けるには、どのような手続きが必要ですか？

A：市（くらし安全課）に「草加市自主防犯団体登録届（第1号様式）」を提出してください。その際に、「規約」、「構成員名簿」を添付してください。

なお、登録届は、初回のみ提出していただければ、その後、内容に変更が生じない限り、提出の必要はありません。

Q：団体の代表者が替わった等、登録した内容に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか？

A：市（くらし安全課）に「草加市自主防犯団体登録変更届（第2号様式）」を提出してください。その際に、既に提出済みの「規約」、「構成員名簿」に変更が生じた場合は、添付してください。

交付申請について

Q：市に登録後、補助金を申請するには、どのような手続きが必要ですか？

A：市に「草加市自主防犯活動補助金交付申請書（第3号様式）」を提出してください。その際に、「自主防犯活動事業計画書」、「自主防犯活動補助金収支予算書」を添付してください。市で内容を審査した上で、交付決定をします。

Q：自主防犯活動補助金の事業年度は？

A：4月1日から翌年3月31日までの単年度となります。

申請が年度の途中となった場合には、交付決定日から年度末までが補助の対象となります。

なお、交付決定日より前に購入したものについては、補助の対象とはなりません。

ませんので、ご注意ください。

請求について

Q：「概算払」、「確定後払」の違いは？

A：「概算払」は、交付決定後、補助金（限度額50,000円等）の交付を受けて、自主防犯活動を実施し、事業終了後に実績報告をして、支出が交付決定額に達しなかった場合は返還する方法（＝前払）です。

例えば、概算払で50,000円の補助金交付を受けた場合、実績報告で50,000円以上の支出があれば、その後の手続きは必要ありません。

一方、支出が50,000円に達しなかった場合は、差額を市が交付する納付書で返還していただくこととなります（これを「戻入（れいにゅう）」といいます）。

「確定後払」は、交付決定後、自主防犯活動を実施し、事業終了後に実績報告をして、支出した額の補助金の交付を限度額の範囲内で受ける方法（＝精算払）です。

例えば、限度額50,000円で確定後払を選択した場合、事業終了後に実績報告をする際に、50,000円以上の支出があれば、50,000円を補助金として交付します。

一方、支出が50,000円に達しなかった場合は、実際に支出した額を補助金として交付します。

補助金を概算払として事業開始当初に請求するか、精算払として事業終了後に請求するかについては、団体の活動に適した方法を選択してください。

Q：補助金の請求をする場合、どのような手続きが必要ですか？

A：「概算払」を希望する場合は、交付決定後、市に「草加市自主防犯活動補助金交付請求書（第5号様式）」、「支払金口座振替依頼書」、「通帳の写し（表紙及び口座情報記載の見開きページ）」を提出してください。

「確定後払」を希望する場合は、事業年度終了後、市に「草加市自主防犯活動補助金交付請求書（第5号様式）」、「支払金口座振替依頼書」、「通帳の写し（表紙及び口座情報記載の見開きページ）」を提出してください。

「確定後払」の場合は、「草加市自主防犯活動実績報告書（第6号様式）」、「自主防犯活動補助金収支決算書」、「事業の内容が明らかになる書類（写真、作成したチラシ、パンフレット、領収証及び車両運行記録等の写し）」を添付してください。

Q：補助金を代表者の口座ではなく、会計担当者の口座に振り込んでほしいのですが？

A：補助金の振込先の口座は、団体の代表者の口座でも、代表者以外（会計担当者等）の口座でもどちらでも構いません。

ただし、代表者以外の口座に振り込みを希望する場合は、代表者の委任状（「支払金口座振替依頼書」の下半分（P10参照））が必要となります。

実績報告について

Q：実績報告をする場合、どのような手続きが必要ですか？

A：補助金の交付対象事業が終了後、30日以内または年度末（3月31日）のいずれか早い期日までに、「草加市自主防犯活動実績報告書（第6号様式）」を提出してください。その際に、「自主防犯活動補助金収支決算書」、「事業の内容が明らかになる書類（写真、作成したチラシ、パンフレット、領収証及び車両運行記録等の写し）」を添付してください。

なお、補助対象事業に含まれないもの（自主防犯活動に関係のないもの）については、補助の対象にはなりませんので、ご注意ください。

Q：車両パトロール事業で、青色防犯パトロール車の駐車場代は、補助対象となりますか？

A：青色防犯パトロール車の駐車場代は、「借上料」として、全額補助対象となります。

その他

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

【担当】

草加市役所 暮らし安全課 防犯対策係

電話048-922-3607（直通）

開庁時間：平日 午前8時30分から午後5時まで